

藩主その他要人の来山 概説

弥勒の浄土として平安貴族達の信仰を集めた笠置寺であったが、元弘の役で本尊の弥勒磨崖仏が焼失した江戸時代にはその信仰は薄れて、その代わりに磨崖仏を焼失せしめた元弘の役が注目を集めだして幕府要人や藩主の来山が増加してきた。

一 慶長九年（一六〇四年）九月、この時はまだ笠置寺が藤堂藩の支配下に入る以前ではあるが、板倉伊賀守（慶長六年、一六〇一年、京都奉行。同八年伊賀守に任ぜられ、京都所司代に就任）が笠置寺に参詣し、山林竹木を寄付したという記録が正保版笠置寺縁起に残されている。

二 寛永十一年（一六三四年）笠置山に登山した藤堂藩二代藩主高次は古往の旧記、霊地の景色を高覧し、当寺の歴代に亘る仏法相続を願ひ、寺領十五石を寄進した。この寄進は「誠に継絶興廢の御政道」であり、「一山の僧徒を歡喜せしめるもので（正保版笠置寺縁起）、笠置寺の財政の安定に大いに役立った。その後正保五年（慶安元年、一六四八年）に再度登山し、本尊弥勒石仏の前にある弥勒殿を再興し、香華の施として若干石を寄進した（笠置山記 一六八九年）。堂内の棟札も「慶安元年戊子八月二日、太守高次様御建立也」と慶安元年（一六四八年）に藤堂高次による修理があったことを記している。

三 高次に続いて三代藩主高久も部屋住みの明暦四年（一六五八年）六月、伊賀滞在中に参拝のため登山している（永保記事略）。後年高久は石灯籠代として黄金三枚を寄進した（寄託文書五号）。

四 七代藩主高明は元文四年（一七三九年）九月、伊賀へ越国（藩主が津の本城から伊賀の出城に行くことを越国と称していた）した際に参詣（永保記事略）。

五 九代高嶷（高敦改め）は安永六年（一七七七年）九月に参詣。高嶷の参詣は、儒者津坂孝綽の「遊笠置山記」（享和元年 一八〇一年）や斎藤拙堂の「陪遊笠置山記」（文政十年 一八二七年）にその記録が残されている。

六 文化十年（一八二三年）九月、十代藩主藤堂高兌が妾腹の子である雅七郎を伴って登山（序事類編、寄託文書一五二他）。

七 十一代高猷は文政十年（一八二七年）に数百人の従者を引き連れて笠置山を訪れた。高猷は藤堂藩最後の藩主であり、その時弱冠十四歳。明治二十八年まで生存していた。儒者の斎藤拙堂はこの登山に随行して「陪遊笠置山記」を著わした。高猷はその後、安政二年（一八五五年）四月にも城和領下巡見の際、再度笠置を訪れている（寄託文書二六三）。

八 藩主以外の人々

笠置山には老中や京都町奉行など幕府の要人も数多く来山している。いずれも平安、鎌倉時代のように、弥勒信仰から登山したのではなく、元弘の役旧跡を訪ね、珍しい巨石を見物するための登山であった。江戸時代の記録に残る要人のリストをあげると

慶長九年九月	京都所司代板倉重勝（前述）	正保版笠置寺縁起
寛永二十一年二月	前近衛殿桜の御所	〃
享和三年三月	京都町奉行森川俊尹	寄託文書一三三三
享和三年三月	伏見奉行加納久周	寄託文書一三四
文化二年四月	京都町奉行曲淵景露	寄託文書一四一
文政十二年八月	老中酒井忠進	寄託文書二一〇
天保二年八月	作事奉行梶野良材	笠置紀行
安政二年二月	目付大久保忠寛	寄託文書二六二
安政四年十二月	老中脇坂中務大輔	寄託文書二八二

などである。

江戸後期における藩主の伊賀上野への越国に関する分析

庁事類編から調査

上野入り			上野出			特記事項	
越国日	西暦	藩主	経路	出発日	経路		
享和3,09,01	1803	高敦	長野越え	9,7	長野越え	文化3,08,26高敦(祐信院)死亡 9/19葬儀	文化6,9代替わり判物頂戴
文化4,09,14	1807年	高兌				家督相続後初めて	
文化6,09,01	1809年	高兌				文化6,09,05判物頂戴	09後目御礼に智仍、潮音 藩関係者土田健助、平井加右衛門、深井源太左衛門
文化8,09,16	1811年	高兌	長野越え	9,28			
文化10,9,16	1813年	高兌	加太越え	9,27		1813,09,18 妾腹息子雅七郎上野入	09,22 高兌、雅七郎 笠置寺へ
文化10,10,13	1813年	采女登山					
文化12	1815年	高兌				8.8～9.9迄準備の記事あるも、越国の記事無し	
文政1	1817年	高兌				越国の記事無し	
文政2,9,20	1819年	高兌		10,2	垣内越え		
文政4,10,8	1821年	高兌		10,14	長野越え	文政4,9の越国は差し支えのため延期(8.5の大風雨のためか)。10.8に実現	
文政6,9,16	1823年	高兌	長野越え	9,27			
文政8,9,1	1825年	高猷		9,27		文政8,01,18 高兌死亡→1825,3,12高猷家督相続	
文政10,9,1	1827年	高猷		9,26	長野越え	9,16 高猷 笠置寺へ	
文政12,9,3	1829年	高猷		9,27			
天保2,9,1	1831年	高猷	加太越え	9,27			
天保4,9,16	1833年	高猷		9,27		9,25 大和柿差し上げ	
天保6,9,13	1835年	高猷				越国中引籠候也	
天保8年9中旬	1837年	高猷				詳細不明(別記録のため)	
天保10,9,11	1839年	高猷				20日判物頂戴	

9,1越国は		文化6	文政8	文政10	天保2
9,3越国は		文政12			
9,11越国は		天保10			
9,13越国は		天保6			
9,16越国は		文化8	文化10	文政6	天保4
9,20越国は		文政2			
その他		文政4,10,8			
不明は		文化12	文化14	天保8	

文化十年（一八一三年）九月

（藩主来山その一）藩主高允巡回についての一件書類

解説 歴代藩主は原則として二年に一回、津の本城から伊賀上野の城に来て城和領下の視察を行っていた。津藩ではこれを越国と称している。

藩主の笠置寺参詣はこの時に行われてきた。藩主高允の笠置来山は文化十年八月以前には予定されていたようで（藩の記録序書類編八月二日の記事に「当御越國中笠置山^江お出^ニ付御座船新造御修覆之義古市奉行ヨリ伺之事」とある。

笠置寺では藩主の来山でありその準備に大童となり、藩も寺域の修理に対し補助を与えている（同八月十八日の条）。

文化十年（一八一三年）九月十六日、加太越えにて上野へ十代藩主藤堂高允が越国、少し遅れて妾腹の子雅七郎も来駕し、二人は笠置寺へは九月二十二日に参詣した。

原文

文化十年（一八一三年）六月 資料一五〇号

上人墓藤堂藩主石碑について

解説 高虎、高次両藩主の石碑は解脱上人が葬られている上人墓の最奥に所在する。藩主の笠置登山にあたり、この石碑の参拝もありうるので、前準備として藩が様子を笠置寺に事前に問い合わせた。この文書はそれに対し、行われた回答の草案である。

しかし上人墓は笠置山の東、観音谷を隔てた東山にあつて山道は険しく、家臣も不測の事態を懸念して藩主の石碑参拝には消極的であつたため、結局高允は両藩主の石碑に参拝しなかつた。書状の宛先の柳本野右衛門は藩の役人である。

原文

口上書

此度当山於墓所

殿様御石碑^ニ付委細書上候様被

仰付奉畏入候、則左之通

一殿様之御石碑御三代有之由、被

仰越候、此義者

御式代様御建被置候御事^ニ御座候、

一右石碑者、従

殿様御建被遊候哉、又者衆徒中^{ヨリ}相建候哉之義

此義者古来^{ヨリ}御殿様^{ヨリ}御建

被遊候由申伝^レ候て、一山^{ヨリ}随分

大切ニ守護仕居候事、

一 御法名

何院様之御石碑之儀

右ハ大通院殿様（二代高次。戒名は大通院智道高勝権大僧都）

左ハ天真寒松院殿様（初代高虎。戒名は寒松院道賢高山権大僧都）

二墓□□□□□□□□

右御石碑之儀者舟形ニ而御長五尺計

台石座正面八尺、横四尺五寸計、台高_サ

壹尺、右之通一行其上_ニ三尺四方計

上之台_ニ御座候、其上_ニ御兩墓

御建被置候様相見_ハ候

一 御石碑御掃除哉之義

右ハ二月三日、月掃除仕、献香水、御廻向仕候、

尚又四月_ニ申_キ掃除仕献香水御廻向仕候

右者年預役七月八日_ニハ衆徒中不残墓参

仕候、其節者

御殿様始上人墓、寺中ノ墓共まで

年預_{ヨリ}掃除仕、備物香花灯明、年預役御座候、

尚又_一十月_一申_キ掃除香花□□是年預役、

夫_{ヨリ}十二月廿五日之比、年預_{ヨリ}掃除仕、

同廿八九日_ニ歳暮参、一山不残読経仕候事、

一 垣者何垣と被仰候、

垣之義者古来_{ヨリ}無在候事

御墓所入口_ニ竹垣御座候、此義者

御墓所迄道筋_ニ寺中墓、在家ノ墓も

御座候故、御墓所境 目仕切御座候様申伝_ハ候、

一 香水御忌命日致献上候事、

此義者御墓所_江七丁余も御座候、

殊_ニ坂道難路_ニ御座候故、古来_よゆ

於本堂御代_ニ

御位牌□□□□□□御位牌前_ニ

御征当日計リ献香花灯明御廻向仕候事、是

月番_リ役_キ御座候尚又毎月五日、十八日_ニハ

月番之寺_{ヨリ}本堂掃除仕、香花御膳灯明

相備、釣鐘三ツつき候_ハ、衆徒中出勤仕、

月並之寺役御座候も□□□読経



上人墓の最奥に残る石碑

相濟候へ、直ニ於
御位牌前ニ御廻向拜仕候事、
右之通り古来ヨリ相勤来候付、已上
文化十年（一八一三年）酉六月

笠置寺衆徒中

同

福寿院
多聞院

柳本野右衛門様

文化十年（一八一三年）九月 資料一五一号
（藩主来山その二）山内道整備の造作帳

解説 表紙の日付は来山後の九月二十四日となっているが、後日のために保存した日付であろう。

内容は藩主の通過が予想される場所の危険箇所修理、道路整備、樹木の伐採など修復予定を人足の必要数で示したもので、その人数からすると相当の作業を行ったようである。読みづらい筆跡であるが可能な限り再現した。

原文

殿様御成^ニ付
上辻堂山内上人墓所造作帳写
文化十酉年九月廿四日

上ノ辻堂上庄兵衛屋敷ノ下畑地
一御乗物立場長八分

巾七分

高サ^ニ式分

此土^ノ壱分^ノ壱厘

人足五人半

但同所畑土持運^ハひ

積立夫仕立夫

同所縁芝四分長延^ニシテ三間

壱分高^ニ式分

此芝土三分六厘

人足三人

但^ハ□□持運^ハひ

仕立^ハ壱坪八人掛

同所ヨリ坂下上辻堂ヨリ□壱

間程上^ニ而道平地之場所

有之此所道長^ニ式間半巾

左右切通尤南側ハ不^レ残切取

北山根ハ五六分計切通右

土引平面がわ竹かき

三間口乗物台前ニ同じ

但高サ一分

人足五人

六寸廻竹式本二通り

縄老抱

松長老間杭七本

御乗物

一立場新道長式間

巾老間五分

厚三分

此土九分

人足六人半

但右之場所土引平

仕立老坪七人掛

七ばん

一道長六拾四間

人足八人

但左右草けづり

溝さらへ上も仕立

老人ニ長八間づゝ

八ばん

一石檀長拾間上も

巾老間通り

厚五分

此土五分

人足式人 但土持込仕立夫

福寿院前ヨリ貝吹岩石檀迄

一道長五拾四間

人足拾老人

但山杭之分縁切立

高ほゞ平掃除夫

同所藪際笹垣

長拾六間

右之用

□□付笹三個立

六寸迄竹八本

但間_ニ一束半

縄耆束

人足拾人

但是迄之垣運込□付

□□竹押へ竹表通り

三通_ニして在来之□

竹裏へ通し仕立

貝吹岩石檀_{ヨリ}護摩堂迄

一道長四拾間

人足八人

但左右悪しき所ハ切

立目在し処いばら

かり取掃除夫

同所之内長六間上まで

巾耆間

厚耆分あり

此土九分

人足六人半

但土持込右手土俵入

竹面□左右_ニて

八間之所 仕立夫

俵四ツ

なわ耆抱

一護摩堂石檀繕ひ

人足弐人

但竹ありし所伐□

掃除夫とも

薬師岩石廻ノ下

一道長三間上も

巾八分

厚老分五厘

此土三分六厘

人足十人

但持込右手土留

土俵入危場所

長拾間半手摺

竹惣仕立夫

俵四ツ

なわ 式こ

六寸通竹三本

松長五尺杭八本

本堂ノ横七間八分同所表

右道八間

一同長延横五間八分

巾平七分五厘

厚式分

此土式坪三分七厘

人足十七人

但土持込土俵入

杭杉手摺垣

梲人とも

松長老間杭八本

同長五尺杭六本

俵式□□

縄老束式わ

六寸廻竹式本

同所ヨリ胎内くゝり迄

一同長 三拾間

人足六人

但□□切立

そうじ夫

六寸廻竹五本

但新穴囲ひ菱垣
長式間入用竹

虚空藏岩ノ下
道右手長九間之所
手すり

八寸廻竹六本
人足四人半

但新立垣繕ひ
手すり二通繕ひ

たいないくくり張木

一松長式間半末口

五寸式本

人足五人

但持運ひ仕立夫

貝吹岩道石壇

一八寸廻り手摺竹式本

同所ヨリ皇居跡登口迄

一道長六拾六間

人足十二人

但右は切長土引平

あしき所へ土持廻皇

居跡上り口坂長三間

三分之所土木入仕立夫

松長老間末口三寸

杭六本

皇居跡南所

一長拾八間

人足三人半

但木ノ根老人おこし分

掘取掃除夫

皇居跡登口ヨリ貝吹岩

入口迄

一道長四拾八間

巾二十老間

人足拾三人

但右は切立悪敷

場所土持引平土俵

の□□□□仕かへ□立

事は老人三三間ツ、

俵四ツ

縄老抱

一貝吹岩場所南北

長拾弍間

東西平四間六分

人足拾六人半

但笹垣□□□□

場所竹持込□

老坪六人掛

同所幕外南北

長平四間

東西平拾間

人足拾五人

但笹掘取苜茨無之

様いたし西側□□

新木葉□掃除夫

同所西手長八間竹垣

人足八人

但六寸竹三ツ切□□

間三三本□

五寸□竹弍□

格好見合仕立

八寸廻竹四本

六寸廻り竹八本

わらひ縄 弍わ

一御小用所一ヶ所

六寸廻り竹四本

小竹三十本
かず藤 式わ

茅 百束

人足七人

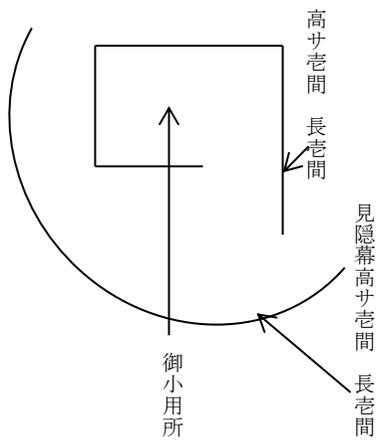
但御小用所竹垣_ニ而

屋根差図之通青茅

囲取押縁小竹かずら

ふじ結見隠立幕

(貝吹岩の小用所の見取り図が挿入されている)



一人足老人半

但護摩堂ノ根

割札台辺之芝

築立夫

一人足百人

但坂中並松雑木共

取百四十本構ひ_ニ相加え

下枝并枯枝苜取夫

其余坂道生育有之候_ニ付

木竹共絡之枝□□

伏払自分作□□□

一人足六十人

但山内大小諸木

枯枝取夫

胎内くぐり下ノ道

一道長百三拾四間

人足式拾人

但たいたくぐりより

北ノのそき迄五拾九

間同所ヨリ貝吹岩道出

合迄七十五間左右

ヨリ道中へ覆木草苧

取致してあしき所□

取夫

上人墓道□□□

一同長七十老間

人足式十人

但危場所土俵入

岩間□而道狭の所□

根切込道一面へ

芝はへ切候所中式分

打取畑之間草苧

□□余道之覆構ニ

相成在之雜木枝苧

捨夫

六地藏ヨリ上人墓へ入口迄

一同長九十五間

人足式百人

但□□道阿しき所

左右巾通行□

草生茂り候分

刈捨夫

一人足式人

但御墓道掃除

并入口垣繕ひ夫

一水援式ケ所

人足壹人

但取繕ひ夫

俵 八ツ

なハ 四抱

一人足拾五人

但御当日山内掃除

并坂中掃除天氣

ニて在之候ハ、□援

高下引平夫とも

外ニ本堂内掃除

同護摩堂

人足十五人

内仏具磨三人

福寿院内夫

人足 六人

右廿一日廿三日兩□□

多聞院内夫□

人足 八人

右ハ文殊院道多聞院道

御廟際并六角□□□

要□人足三人 内夫老入

文化十年（一八一三年）八月 寄託文書九八号
藩主来山当日の接待方法等についての問い合わせ

解説 藤堂高兌登山につき当日の接待方法等について問い合わせたもの。あらゆる局面を想定して、それに対する対応を藩に問い合わせた。笠置寺も藩の役人も如何に藩主の接待に気を遣っていたかが窺える。

過去に信仰の対象であった弥勒石像などは二次的な見所で、重点は巨石観光と元弘の役戦跡訪問であった

文中それぞれ注書きにてこの間に対する奉行所の回答（後記、寄託文書二七九号）を対照させた。

原文

覚

殿様九月十六日

御越国被遊、御逗留中、当山エ

御登山之砌、

私共、

上辻堂迄御出迎申上、夫ヨリ

御先エ御案内申上、福寿院エ

御小寄被遊候節、御駕籠ヨリ

御出被遊候ハ、、玄関まへニ而

下座仕居、御上段迄御案内、

御先詰衆ヨリ被

成下候ハ、

御着座之上、福寿院、多門院、マヤ

御取次を以、御機嫌奉窺、

右相済候ハ、御煎茶、干

菓子直ニ差上候様可仕哉（回答一）、

尚又山内

御巡覽之砌、御先立御案内

申上、本堂ニ而從

大亭院様（四代藩主藤堂高睦）

御寄付之品（注、解脱上人直筆の地藏講式一軸と上人所持の鈴一個等）入御覽、其外

宝物共下ケ札仕、本堂ニ

並置、

御好之品は入御覽候様

可仕哉之事（回答二）

一 右相濟候へ、龍穴、両部石、

虚空蔵石并字千手窟

之内、胎内くゞり迄御案内

申上夫ヨリ蟻ノ登わたり、

東ノ硯、平等石之辺は難所ニ

御座候故、

御遠見被為遊候様申上、

夫ヨリ跡エ御引帰被

遊、椿本社之後手ヨリ

笠置石入御覽、皇居跡

御案内申上、夫ヨリ貝吹岩

エ御案内申上、御休之間、

御煎茶干菓子指上候

様、可仕哉之事（回答三）、

一 胎内くゞりヨリ東視辺、

御遠見之儀申上（回答四）、

御聞届無御座候へ、右

同所迄御案内申上、夫ヨリ

直ニ皇居跡へ後手ヨリ

御案内申上、笠置石

入御覽、夫ヨリ貝吹岩エ

御案内申上、前同様

取計候様可仕哉之事、

一 御帰之節、福寿院エ

御小寄御座候へ、前同様、

御茶御菓子指上候様、

可仕哉之事（回答五）、

一 御下山之砌、上辻堂まで

御送り申上、直ニ北笠置

御本陣^ニ御供仕罷出
御礼申上、大和柿百入
老籠指上候様仕度奉存候（回答六）

一 寒松院様
大通院様

御石碑御拝礼御座候^ハ、
御先立御案内申上、
御石碑前^ニ御焼香申上、扣居
御拝礼相済候^ハ、前
同様本堂^ハ向^ケ御案内
申上候様可仕候（回答七）

一 御石碑^ニ

御代参^ニ御座候而
御登山^ト一所之比^ニ相成候^ハ、
御石碑^江之御案内は
多聞院申上、山内御案内^ハ、
福寿院申上候様、可仕哉之事、

一 上段之間、毛氈敷置候様、
可仕候哉之事（回答八）

一 安永六^酉年（一七七七年）九月、
祐信院様（九代高嶽）

御登山之先例相調候^ハ共、
書物等一切無御座^ニ付
承候伝こと故、御伺申上候間、
宜御下知被
成下候様奉願上候、以上

西（文化十年 一八一三年）八月

笠置寺

福寿院

多聞院

日付なし 資料三七九号
藤堂高允登山の際の接待等についての伺い書（資料九八号）に対する藩の回答断片

解説

「殿様御登山之節、

古市表へ何承御伺申上

一々御差図出之切札入」

の表書が付せられた包みに入っていた断片。日付はないが、回答六にある「雅七郎様」の文言から藤堂高允の笠置登山に関して古市奉行所へ指図を仰いだ資料九八号の回答であることが判明する。

原文 それぞれ資料九八号の質問と合わせた。

回答一 書面之通、上辻堂ヨリ御案内仕、

福寿院江被為入候節、門前ニ

可被致下座候、

雅七郎様ニも御同道被遊候間、居勝之

一院福寿院迄、御先御案内仕可被致下座候

御着座之上、伺御機嫌ニは不及、無程

御目見可被仰付候間、両院共直ニ

玄関ニ可被相詰居候、其節源太左衛門

可及差図候、御奠茶、御菓子は不

及被差上候、大和柿百入一籠致

用意置、右之節源太左衛門江向可被

差上候、

御登山之上先年之通、釣鐘之音

可被打遊

御聞旨被仰出候ハ、其節撞せ候

心得ニ而御領下末寺之僧達、両院之

弟子、御領下ニ有之候ハ、右之内

呼寄置可被申候、

回答二 山内

御巡覽之節、福寿院門外ヨリ

御先^ニ立、御案内被申上、
御寄付品、宝物、書面之通可被（後脱落）

回答三 龍穴、両部石^{ヨリ}胎内く、り迄御案内可被申上、夫^{ヨリ}御引帰可被遊候間、貝吹岩迄書面之通、御案内可被申上候、御奠茶、御菓子不及被差上候

回答四 東視ノ辺は御遠見^ニ可被遊と存候間、左様可被相心得候

回答五 御帰之節、
御小寄被遊候^ハ、福寿院門前迄御案内被申上、御入之上御茶御菓子不及被差上候

回答六 御下山之砌、上辻堂迄御案内被申上、其所^ニ而被致下座、
雅七郎様^江も同様被致下座御詰^ニ
引続御本陣^江罷出、源太左衛門^江向、御礼可被申上候

回答七 御両院様御石碑^江被参詣之儀は御道筋難所^ニ付、御断可申上と存候、御先例之通
御代参と可被仰出哉^ニ候間、其節可申達間、多聞院先立可被相勤候

回答八 書面之通、毛氈可被敷置候、
雅七郎様御着座下段^ニ可被相成哉^ニ候間、今一枚可被致用意候、

文化十年（一八一三年）秋 資料一五二号
藤堂高允登山につき本堂並びに福寿院多聞院取繕の伺い

解説 本堂、福寿院その他諸堂について破損箇所など点検して修理の判断を仰いでいる。
この御伺帳は表紙共で十三枚である。

この取繕伺いに対して結論として藩が資金（額は不明）を出したことは、序書類編八月十八日の条に「笠置山修料銀差越候」と記載があることで判明する。

この取繕御伺帳の他にも、「殿様御成ニ付、上辻堂山内上人墓所造作帳写、文化十四年九月廿四日」なる綴込書類も残されている（寄託文書一五一号）。内容は危険箇所の修理、道路整備、樹木の伐採などが主である。

原文

表紙

文化十四年

殿様九月下旬

御登山ニ付本堂并福寿院多聞院取繕御伺帳

覚

御石碑図

（丸本の丸太を円形に配し竹などで囲った区画の図あり）

右丈間四方、

高サ七尺

桧丸田、長耆間半九本

松丈間にて 八丁

外ニ、竹並釘掛ヶか柵

右者

寒松院様

大通院様

御廟所ニ御垣無之、余ッ

龜末ニ付、右之通竹垣

柵候様可仕哉之事、

一本堂屋柵 壱ヶ所

少し損御座候ニ付繕ひ

可仕哉之事

一 同所御位牌所

箱壇無御座候ニ付、御見分
之上春慶さ□きニて
壇構可申哉之事

一 同所舍利塔

少々損御座候ニ付、繕ひ
申候様可仕哉之事

一 同所畳、式拾六畳、

甚見苦敷候ニ付

表かへ可仕哉之事、

但三十六畳之内

一 護摩堂

本尊不動尊少々損

御座候ニ付繕ひ候様

可仕哉之事

一 御制札

面覆損無御座候ニ付

抜候様可仕哉之事

御繕ひ候様可仕哉之事

一 御制札、但シ坂口

右者文字相見へ不申候ニ付

仕小候様可仕哉之事

認かへ可被下哉之事、

一 知足院屋敷石垣

右石垣崩掛ケ御座候

ニ付、積かへ候様可仕哉之事、

但し高サ老間、長サ三間

一 上辻堂

屋祢甚見苦敷

御座候ニ付繕ひ

申候様可仕哉之事

(貼り紙にて) 右同断、腰掛繕ひ
式ヶ所、相式間本口老丁

ノ

多聞院

十門中障子

少々損條キ付繕ハひ

一座敷之畳八畳

甚見苦相成候

ニ付表かへ可仕哉之事

ノ

一庭前之竹垣

高サ二尺余リ、

長サ十間余

ノ

右者此度

御成候ニ付、若し当寺

毘沙門天江

御参詣被為遊

候へ、甚見苦敷御座候ニ付、

右之通御繕被成候哉之事

福寿院

一上段之間 三畳敷

一座敷 六畳敷

右畳古キ方ニ而ハ

無之候へ共、床并表共、

甚龜末成畳ニ御座候

ニ付、御仕替被為

成下候へ、次間玄關

之方へ操替候様可

仕哉之事

ノ

一次之間 六畳敷

一玄關 四畳半

右畳之表床共大損

ニ付、御取かへ被為
成下候へ、右之内九畳

上段之間并座敷へ

替リニ差入候様可仕哉之事

一 縁側折廻リ十四畳

是へ大躰宜敷御座候

へ共、御見分被成下候上、

見苦敷所計御取かへ

被下候様可仕哉之事

一 上段之間、床違棚

其外張壁損シ御座候

ニ付、張替候様可仕

哉之事

但シ張壁ニ御座候ニ付、

鼠喰荒シ多々損シ

候ニ付、竇立仕赤壁

ニ可仕哉之事

一 座敷 六畳敷

一次之間 六畳敷

右ゆか大破ニ付

繕ひ候様可仕哉

之事

一 玄関箱段（注、玄関の箱状に作った上がり台）

長サ 老間半

幅 九寸

同所式台

長サ 老間半

幅 貳尺九寸

右損シ御座候ニ付、

仕替候様可仕哉之事

一 同所建戸四本

損シ御座候ニ付繕ひ

可仕哉之事

一 同所 板庇

長^サ 壹間半

幅 二尺

右は損御座候^ニ付

仕替候様可仕哉之事

一 座敷先 竹掾

長^サ 貳間半

幅 壹尺三寸

竹打かへ祢た繕ひ

候様可仕哉之事

一 上雪隠^江之取付竹掾

長 壹間半

幅 半間

竹打かへ候可様仕哉之事

一 同所戸袋甚^ニ龜末^ニ

危御座候^ニ付、御見分之上

堅相成候様御仕かへ可被

成下哉、又^ハ南^へ付替候様

可仕哉之事

一 同所上板庇

長^サ 壹間半

幅 半間

右大損^ニ付仕替候様

可仕哉之事

一 縁側天井損候所

繕ひ候様可仕哉

一 同所東戸袋繕ひ候様

可仕哉

一路次之戸 壹本
甚見苦敷御座候、仕替候様
可仕哉

一 椽側雨戸之上

まにあい紙ニ而

張壁之處張かへ候様
可仕哉、但し折廻り

長 九間

高 壹尺

一 上雪隠

壁上ぬり、凡式坪半、
但し是迄ハ中ぬりニ而

御座候へ共、赤壁ニ而

上塗可仕哉之事

一 同所大小便所

薄縁少々古ク御座候、
御見分之上可然繕ヒ

仰付可被下候

一 座敷廻り并玄闕

赤壁ニ而上ぬり、凡拾坪

塗かへ候様可仕候事

座敷外廻り

一 障子十五本 半紙張

一 玄闕式本 同断

一 座敷 八本 ミの張

一 上段之間 式本 美濃張

式十七本

張替候様可仕哉之事

一 庭先見付竹垣

高サ 六尺

長サ 凡四間

仕かへ候様可仕哉

一 同所西之方同断

高 四尺五寸

長 四間

右竹垣へ向ニ杵桧

生垣御座候ニ付取繕被仕哉之事

一 懸塀之内上上ぬ

但し中塗ニ而凡三坪程

塗かへ候様可仕哉之事

一 門長屋ニ統供部屋

六畳敷

丈間敷志挺取替、

床損シ繕ヒ候様可仕哉

一 右続三畳敷床損シ繕

一 門入口両側壁損、上塗

但し中塗ニ而凡四坪半、

其外見苦敷分御見分之上

ぬりかへ候様可仕哉

一 玄閑屋柵葺かへ、但し

瓦へ宜敷相見へ候へ共、

面わり候ニ付葺直し

候様可仕哉之事

一 座敷折廻り瓦庇

同所葺直し候様可仕哉之事、

但し折廻八間半

一 台所 四畳半

右畳見苦敷、床悪敷

御座候ニ付、仕替候様可仕哉之事

一下雪隠無御座候ニ付、

長屋ノ北続□□哉、杵破屋祢

ニ付同様可被成下候哉之事

ノ

右之通、損候処々何卒

御見分被成下候様

奉願上候以上

酉（文化十年）八月

笠置寺

衆徒中

○右聞届被成下候へ、

玄閑畳取繕ひ替

入置候

座敷折廻リ□□□□

□□□共仕かへ候様可仕候哉之事